

厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

日額で支給している投票立会人の報酬額等について、半日従事での支給も可能とするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正点

(1) 支給方法の見直し

現行の日額の他に半日額を加える。

職名		報酬額	
		新	旧
投票所の投票立会人	日額	14,000 円	14,000 円
	半日額	7,000 円	—
期日前投票所の投票立会人	日額	12,300 円	12,300 円
	半日額	6,150 円	—

3 施行日

令和7年4月1日